

53 財団法人杉並中学校の設立（昭和十五年十一月）

（欄外注記1）

起 昭和十五年十二月二十一日

学務課主任（津木印）

知事

（市村印）

学務部長 学務課長（福内印）

（秋口印）（阿部印）

番号

年月日

部長

（欄外注記2）

（割印）

財団法人杉並中学校設立代表者

山崎芳次郎宛

財団法人設立ノ件

本年十月二十四日附申請相成候標記ノ件別紙ノ通り指令相成タル処右ハ貴法人基本金ハ之ヲ信託トナシ且左記事項ヲ履行スルコトヲ条件トシテ特ニ詮議相成タル旨其ノ筋ヨリ通牒有之候条右御了知ノ上法人ノ事業経営上万遺憾ナキヲ期セラレ度

追而基本金管理ニ関シ受託者ニシテ不適當ト認メタルトキハ文部大臣ハ之ガ変更ヲ命ズルコトアルベキ旨併セテ其ノ筋ヨリ通牒有之タルニ付キ右御了知相成度

記

（一）基本金タル国債五万円ハ確實ナル信託会社ニ有価証券信託ト為シ左記条項ヲ挿入シタル約款ヲ作成シ法人設立許可後三週間以内ニ其ノ信託証書並契約書ノ写ヲ提出スルコト

イ、信託契約期間内契約ノ解除又ハ契約期間終了後本信託

財産ノ受領ヲ為サントスルトキハ文部大臣ノ承認ヲ受ク

ルコト

ロ、本契約ニ依ルノ受益権ハ文部大臣ノ承認アルニ非ザレ

バ売買譲渡又ハ質権ノ目的ト為スコトヲ得ザルコト

(二) 信託契約期間終了後ハ遅滞ナク契約ノ更新ヲ為シ其ノ信託

証書並契約書ノ写ヲ添ヘ文部大臣ニ報告スルコト

(三) 期間終了ノ際或ハ其他止ムヲ得ザル場合ニシテ受託者ヲ変

更セントスルトキハ事前ニ文部大臣ノ承認ヲ受クルコト

(四) 法人ノ承継シタル負債ハ所定計画通り其ノ償還ヲ必ズ履行

シ事業経営上遺憾ナカラシムルコト

東普五一一号

財団法人杉並中学校

設立代表者 山崎芳次郎

昭和十五年十月二十四日附申請財団法人杉並中学校設立ノ件民

法第三十四条ニ依リ許可ス

昭和十五年十一月三十日

文部大臣 橋田邦彦

東普五一一号

昭和十五年十一月三十日

文部省普通学務局長

東京府知事殿

財団法人設立ノ件

(欄外注記3) 十一月四日辰学第一〇四八〇号ヲ以テ御進達ノ標記ノ件本日別紙ノ通指令相成リタル処右ハ本法人基本金ハ之ヲ信託トナシ且左記事項ヲ履行スルコトヲ条件トシテ特ニ詮議相成リタル儀ニ

付此ノ旨御示達ノ上法人ノ事業経営上万遺憾ナキヲ期セラレ度

追テ基本金管理ニ関シ受託者ニシテ不適當ト認メタルトキハ文

部大臣ハ之ガ変更ヲ命ズルコトアルベキニ付此ノ旨併セテ御示

達相成度

記

(一) 基本金タル国債五万円ハ確實ナル信託会社ニ有価証券信託

ト為シ左記条項ヲ挿入シタル約款ヲ作成シ法人設立許可後三

週間以内ニ其ノ信託証書並契約書ノ写ヲ提出スルコト

イ、信託契約期間内契約ノ解除又ハ契約期間終了後本信託財

産ノ受領ヲ為サントスルトキハ文部大臣ノ承認ヲ受クル

コト

ロ、本契約ニ依ル受益権ハ文部大臣ノ承認アルニ非ザレバ売

買譲渡又ハ質権ノ目的ト為スコトヲ得ザルコト

(二) 信託契約期間終了後ハ遅滞ナク契約ノ更新ヲ為シ其ノ信託

証書並契約書ノ写ヲ添ヘ文部大臣ニ報告スルコト

(三) 期間終了ノ際或ハ其他止ムヲ得ザル場合ニシテ受託者ヲ変

更セントスルトキハ事前ニ文部大臣ノ承認ヲ受クルコト

(欄外注記1)

「収受辰学第一〇四八〇号」「判決十二月二十四日」「施行十二月

二十六日」

(欄外注記2)

「完結」「記載済」

(欄外注記3)

「東京府宿直・昭和十五年十二月十三日」

(欄外注記1)

起 昭和十五年十一月一日

学務課主任 (津木印)

知事

(秋口印)(原村印)

学務部長 (福内印) 学務課長 (福内印)(阿部印) (水野印)

番号

年月日

知事

文部大臣宛

財団法人設立許可申請ノ件

財団法人杉並中学校〔目白学園〕<sup>(抹消)</sup> 設立ニ関シ山崎芳次郎其他ヨ

リ別紙ノ通り設立許可申請有之候ニ付調査候処支障無之モノト

被認

(表紙)

副本

財団法人杉並中学校〔目白学園〕<sup>(抹消)</sup> 認可申請書

昭和十五年十月廿四日

申請人 富山県東砺波郡柳瀬村東開発四五四番地

佐藤 助九郎 (印)

東京市杉並区井荻二丁目十八番地

(欄外注記3)

内田 秀五郎 (印)

東京市杉並区井荻三丁目四十一番地

山崎 芳次郎 (印)

東京市板橋区江古田二、〇七五番地

増田 穆 (印)

東京市小石川区林町五十七番地

岡本 隆 治 (印)

東京市杉並区高円寺一丁目四五〇番地

盤若 喜作 (印)

東京市世田谷ヶ区深沢町四丁目一二五番地

岩本 春市 (印)

文部大臣 橋田邦彦殿

杉並中学校〔目白学園〕<sup>(抹消)</sup> 財団法人設立許可申請

今般民法第三十四条ニ依リ杉並中学校〔目白学園〕<sup>(抹消)</sup> 財団法人設

立致シ度候ニ付御許可相成度別紙関係書類相具シ此段及申請候

也

委任状

拙者等儀山崎芳次郎氏ヲ財団法人杉並中学校〔目白学園〕<sup>(抹消)</sup> 設立

ニ関スル一切ノ手續ヲ委任候也

昭和十五年十月廿四日

佐藤 助九郎 (印)

山崎 芳次郎 (印)

式 銭  
印 紙

- 内 田 秀五郎 (印)
- 増 田 穆 (印)
- 岡 本 隆 治 (印)
- 盤 若 喜 作 (印)
- 岩 本 春 市 (印)

委 任 状

拙者等儀山崎芳次郎氏ヲ杉並中学校々舎附属建物及備品等一切ヲ財団法人杉並中学校〔<sup>(抹消)</sup>目白学園〕ニ寄附行為ニ関スル件委任候也

昭和十五年十月廿四日

式 銭  
印 紙

- 内 田 秀五郎 (印)
- 増 田 穆 (印)
- 山 崎 芳次郎 (印)
- 岡 本 隆 治 (印)
- 岩 本 春 市 (印)

財団法人杉並中学校〔<sup>(抹消)</sup>目白学園〕設立趣意書

本法人ニ於テ維持經營セントスル杉並中学校(旧称目白中学校)ハ故公爵近衛篤磨氏主宰ノ東亜同文会傍系事業トシテ私立中学校令ニ抛リ故侯爵細川護成氏外一名ニ依リ設立セラレ明治四十二年二月二十二日附ヲ以テ文部大臣ノ認可スルトコロトナリ爾來同氏ハ設立者トシ或ハ校長トシテ銳意育英事業ニ専念致サレシモ中途ニシテ病没セラレ侯爵ノ遺志ヲ繼承シテ故柏原文太郎

氏設立者トナリ又校長トシテ尽力中病軀老齡ノ故ヲ以テ後事ヲ吾等ニ托サレ校長ノ職ヲ辞シ只管静養ノトコロ昭和十一年八月死去セラレタリ依テ吾等ハ創立者ノ志ヲ継ギ設立者トシテ本校更生發展ノ方途ヲ企図努力中篤志家貴族院議員佐藤助九郎氏ハ吾等ノ苦衷ト青年教育ノ重要性ニ鑑ミラレ絶大ナル援助ヲ寄セラレ現在ノ如キ復興ヲ見ルニ至レル次第ナリ

然ルニ教育ノ事業タル偏ニ愛國的至情溢ル、次代大国民ヲ練成スルニアリテ、学校ハ天下ノ公機ニシテ設立者ト雖モ私スベキ性質ノモノニ非ザルト同時ニ又設立者ノ變更等ニヨリテ消長スベキ性質ノモノニ非ザルコトハ論ヲ俟タザル所ナリ

茲ニ於テ法律ノ定ムル所ニ從ヒ財団寄附行為ヲ断行シ法人ノ設定ヲナシ学校經營ヲ法人ニ委ネ以テ此事業ニ永久の生命ヲ保タシメ經營ト事業ヲ一層拡大強固ナラシメ益々江湖ノ希望ヲ充タシ、信頼ヲ厚ウシ、教育本来ノ目的達成ノタメニ一意邁進セントスルハ設立者一同衷心ノ念願ニシテ又斯カルコトコソ国家ニ對シ教育奉公ノ誠ヲ臻ス所以ナリト確信スルモノナリ

財団法人〔<sup>(抹消)</sup>目白学園〕杉並中学校寄附行為

第一章 總 則

- 第一条 本法人ハ財団法人〔<sup>(抹消)</sup>目白学園〕杉並中学校ト称ス
- 第二条 本法人ノ事務所ヲ東京市杉並区中通町百六十四番地ニ置ク

第二章 目的及事業

- 第三条 本法人ハ教育勅語ノ聖旨ヲ奉載シ中学校令ニ基キ高等

普通教育ヲ施シ以テ皇国ノ負荷ニ任ズベキ国家有為ノ国民ヲ  
練成スルヲ以テ目的トス

第四条 本法人ハ前条ノ目的ヲ達センカ為メ杉並中学校ヲ維持  
経営ス

### 第三章 資産及會計

第五条 本法人ノ資産ハ左ノ如シ

一、別紙財産目録記載ノ動産及不動産

二、本法人ノ事業ヨリ生ズル収入

三、将来取得スベキ寄附金、補助金

四、其ノ他ノ収入

第六条 本法人ノ資産ヲ分チテ基本財産及普通財産ノ二種トス  
基本財産ハ別紙財産目録中第一号ノ資産及将来基本財産ニ編  
入セラレタル資産ヲ以テ構成シ基本財産以外ノ資産ハ之ヲ普  
通財産トス 但寄附金ニシテ当該寄附者ノ指定アルモノハ其  
ノ指定ニ従フ

第七条 本法人ノ基本財産中現金ハ理事会ノ議決ニ依リ確実ナ  
ル有価証券ヲ購入スルカ又ハ郵便貯金若ハ確実ナル信託預金  
或ハ銀行預金トナシ理事長之ヲ保管ス

第八条 基本財産ハ之ヲ費消シ又ハ担保ニ供スルコトヲ得ズ但  
シ本会ノ事業遂行上已ムヲ得ザル事由アルトキハ理事会ノ議  
決ヲ經主務官庁ノ承認ヲ受ケ其ノ一部ニ限り之ヲ処分スルコ  
トヲ得

### 第四章 経費

第九条 本法人ノ目的タル事業ノ遂行ニ要スル費用ハ資産ヨリ

生スル利子、入学検定料、授業料其ノ他ノ普通財産ヲ以テ支  
弁スルモノトス

第十条 本法人ノ予算ハ毎會計年度開始前理事長ニ於テ之ヲ編  
成シ理事会ノ議決ヲ經ルモノトス

第十一条 本法人ノ決算ハ會計年度終了後二箇月以内ニ理事長  
之ヲ作製シ財産目録及事業報告書ト共ニ監事ノ承認ヲ經テ理  
事会ノ認定ニ附スベシ

本法人ノ決算ニ剰余金アルトキハ理事会ノ議決ヲ經テ其ノ一  
部若ハ全部ヲ基本財産ニ編入シ又ハ翌年度ニ繰越スコトヲ得

第十二条 収支予算ヲ以テ定ムルモノヲ除ク外新ニ義務ノ負担  
ヲナシ又ハ権利ノ拋棄ヲ為サントスルトキハ理事会ノ議決ヲ  
經テ主務官庁ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス 予算内ノ支出ヲナス  
為其ノ會計年度内ノ収入ヲ償還スル一時借入金以外ノ借入金  
ニ付亦同ジ

第十三条 本法人ノ會計年度ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一  
日ニ終ル

### 第五章 役員

第十四条 本法人ニ左ノ役員ヲ置ク

理事 五名(内理事長一名、常務理事一名)

監事 二名

評議員 十三名

第十五条 理事及監事ハ評議員会ニ於テ選任シ理事ハ互選ニヨ  
リテ理事長一名ヲ定ム 理事長ハ常務理事ヲ定ム 但シ理事  
中一名ハ左ノ職ニアルモノヲ以テ之ニ充ツ

一、学校長ノ職ニアル者

第十六条 評議員ハ学識名望アルモノ又ハ本法人ニ功勞アル者ノ中ヨリ理事会ニ於テ選任ス

第十七条 理事長ハ本法人ノ事務ヲ総理シ本法人ヲ代表シ 総テ会議ノ議長トナル 理事長事故アル場合ハ常務理事其ノ職務ヲ代行ス

第十八条 本法人ノ役員ノ任期ハ五年トス 但シ再任ヲ妨ゲズ 補欠ニヨル役員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

第十九条 役員ハ其ノ任期満了後ト雖モ後任者ノ就任スル迄ハ 仍ホ其ノ職務ヲ行フ

第二十条 監事ハ民法第五十九条ノ職務ヲ行フ

第六章 会議

第二十一条 理事会ハ理事ヲ以テ組織ス

理事会ハ理事長ニ於テ必要ト認メタルトキ之ヲ招集ス

第二十二条 理事会ハ理事ノ半数以上出席スルニ非ザレバ會議ヲ開クコトヲ得ズ 但シ書面ヲ以テ他ノ理事ニ委任シタルモノハ出席者ト看做ス

理事会ノ議決ハ出席者ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス 可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第二十三条 評議員会ハ評議員ヲ以テ組織シ本法人ノ重要ナル事項ヲ審議ス

第二十四条 評議員会ノ招集及開会、議決ニ関シテハ第二十一条第二項及第二十二条ノ規定ヲ準用ス

第七章 寄附行為ノ変更並ニ解散

第二十五条 本寄附行為ハ理事四分ノ三以上ノ同意ヲ得且主務官庁ノ認可ヲ得ルニアラザレバ変更スルコトヲ得ズ

第二十六条 本法人ノ解散ハ理事全員ノ同意ヲ得且主務官庁ノ許可ヲ受クルコトヲ要ス

第二十七条 本法人解散ノ場合ニ於ケル残余財産ハ理事全員ノ同意ヲ得タル上主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ処分ス

第八章 附則

第二十八条 本寄附行為施行ニ関スル細則ハ理事会ノ議決ヲ經テ別ニ之定ム

第二十九条 本財団法人設立当初ニ於ケル理事及監事左ノ如シ

理事長	佐藤 助九郎
常務理事	山崎 芳次郎
理事	内田 秀五郎
同	岩本 春市
同	増田 穆
常任監事	盤若 喜作
監事	岡本 隆治

財産目録 (昭和十五年五月 日現在)

- (一) 土地
- ナシ
- (二) 建物

資産別	用途	位置	構造	延坪	建築年月日	取	記帳価格	備考
不動産	校舎		木造スレート 三階建	坪一	昭和十年 九月三十日		九六、二〇〇〇 円	
同	雨天操场		木造モルタル スレート葺 二階建	坪三、三六	昭和十四年 十二月一日		六、三〇〇〇 円	
同	演武場 及便所		同	坪三	昭和十年 九月三十日		二、〇〇〇〇 円	
同	廊下		同	坪九	同		一、〇〇〇〇 円	
同	鉄骨スレート		同	坪九	同		一、〇〇〇〇 円	
合計							一九二、〇〇〇〇 円	

(三) 備品及図書

資産別	種類	数量	記帳価格	備考
動産	銃器	一、二五四	二、九一五〇	
同	什器・雑品	一、〇六五	一五、〇四五〇	
同	樹木	六〇四	二七、七四〇	
同	図書	六〇四	一、九三二六〇	
同	物理教材	三三六	六、〇四六〇	
同	博物教材	五七〇	九、一四五〇	
同	化学教材	四二三	九、一六七〇	
同	地理教材	一五	四、一二〇〇	
同	体操用具	一〇八	九、六一八〇	
同	剣道用具	八〇	二、四二〇〇	
合計			二九、六六四二〇	

建物 昭和十五年五月 日現在

一、本校舎	木造三階建スレート葺四八坪 一坪単価二〇〇円〇〇	九万六千貳百円
二、本校舎増築分	木造二階建スレート葺モルタル仕上ゲ二四五坪三六 単価二五〇円〇〇	六万七千参百四拾円

三、雨天操场	木造平家建亜鉛鍍鉄板葺九六坪 一坪単価二五〇円〇〇	貳万四千円
四、演武場及便所	木造平家建亜鉛鍍鉄板葺四三坪 一坪単価二二〇円〇〇	九千四百六拾円
五、鉄筋廊下	鉄骨スレート葺奥行九間一尺幅九尺	壹千円
合計		拾九万貳千円

以下「銃器」「什器」「樹木」「図書」「物理教材」「博物教材」「化学器具教材」「地理歴史教材」「体操具」「剣道具」省略

寄附申込書

財団法人杉並中学校〔目白学園〕〔抹消〕設立ニ当リ左記財産ヲ寄附候也

記

甲基本財産

一、基本金 金五万円也〔甲路号五分利公債額面〕

昭和十五年十月廿四日

右

佐藤助九郎〔印〕

財団法人杉並中学校〔目白学園〕設立者

代表 山崎芳次郎殿

写

昭和年月日

株式会社第百銀行

保護預り証明書

一、大日本帝国政府甲路号五分利公債証書

額面金五万円也

但昭和拾五年拾月拾日現在保護預り品

右之通り証明候也

昭和拾五年拾月拾日

株式会社第百銀行番町支店



支店長 今泉 政

杉並中学校

理事長 佐藤助九郎殿

寄附申込書

財団法人杉並中学校〔<sup>(抹消)</sup>目白学園〕設立ニ当リ左記財産ヲ寄附候也

記

甲基本財産

一、建物

東京市杉並区中通町百六拾四番地所在

一、木造スレート葺参階建 壹棟

建坪 貳百八拾四坪七合参勺

貳階 貳百八拾五坪貳合参勺

参階 壹百四拾八坪

同所同番地所在

一、木造亜鉛葺平家建 壹棟

建坪 壹百四拾坪

同所同番地所在

一、木造スレート葺平家建 壹棟

建坪 八坪

昭和十五年十月廿四日

山崎芳次郎(印)

財団法人杉並中学校〔<sup>(抹消)</sup>目白学園〕設立者

代表 山崎芳次郎殿

写 建物証明願

建物ノ表示

東京市杉並区中通町百六拾四番地所在

一、木造スレート葺参階建 壹棟

建坪 貳百八拾四坪七合参勺

貳階 貳百八拾五坪貳合参勺

参階 壹百四拾八坪

同所同番地所在

一、木造亜鉛葺平家建 壹棟

建坪 壹百四拾坪

同所同番地所在

一、木造スレート葺平家建 壹棟

建坪 八坪

右建物ハ拙者所有ノ建物ニ相違無之コトヲ御証明相成度此段及

御願候也

昭和十五年十月八日

東京市杉並区并荻三丁目四十一番地



右所有者申請人

山崎芳次郎(印)

東京市杉並区長 田中直次殿

証第一六五五号

右証明候也

昭和十五年拾月八日 東京市杉並区長 田中直次

寄附申込書

財団法人杉並中学校〔目白学園〕<sup>(抹消)</sup>設立ニ当リ左記財産ヲ寄附候也

記

乙 普通財産

一、地上権

二、備品並ニ図書(別紙財産目録ニ依ル)

昭和十五年十月廿四日

右

内田 秀五郎(印)

山崎 芳次郎(印)

増田 穆(印)

岡本 隆治(印)

岩本 春市(印)

財団法人杉並中学校〔目白学園〕<sup>(抹消)</sup>設立者

代表 山崎芳次郎殿

財団法人目白学園理事就任承諾書

富山県東砺波郡柳瀬村東開発四五四番地

佐藤助九郎

私儀

財団法人杉並中学校〔目白学園〕<sup>(抹消)</sup>理事就任承諾仕候也

昭和十五年十月廿四日

右

佐藤助九郎(印)

財団法人杉並中学校〔目白学園〕<sup>(抹消)</sup>設立者

代表 山崎芳次郎殿

財団法人目白学園理事就任承諾書

東京市杉並区井荻三丁目十八番地

内田秀五郎

私儀

財団法人杉並中学校〔目白学園〕<sup>(抹消)</sup>理事就任承諾仕候也

昭和十五年十月廿四日

右

内田秀五郎(印)

財団法人杉並中学校〔目白学園〕<sup>(抹消)</sup>設立者

代表 山崎芳次郎殿

財団法人目白学園理事就任承諾書

東京市杉並区井荻三丁目四十一番地

山崎芳次郎

私儀

財団法人杉並中学校〔目白学園〕<sup>(抹消)</sup>理事就任承諾仕候也

昭和十五年十月廿四日

右

山崎芳次郎(印)

財団法人杉並中学校〔目白学園〕<sup>(抹消)</sup>設立者

代表 山崎芳次郎殿

財団法人目白学園理事就任承諾書

東京市世田ヶ谷区深沢町四丁目一二五番地

岩本春市

私儀

財団法人杉並中学校〔目白学園〕<sup>(抹消)</sup>理事就任承諾仕候也

昭和十五年十月廿四日

右

岩本春市(印)

財団法人杉並中学校〔目白学園〕<sup>(抹消)</sup>設立者

代表 山崎芳次郎殿

財団法人目白学園理事就任承諾書

東京市板橋区江古田二、〇七五番地

増田 穆

私儀

財団法人杉並中学校〔目白学園〕<sup>(抹消)</sup>理事就任承諾仕候也

昭和十五年十月廿四日

右

増田 穆(印)

財団法人杉並中学校〔目白学園〕<sup>(抹消)</sup>設立者

代表 山崎芳次郎殿

財団法人目白学園監事就任承諾書

東京市杉並区高円寺一丁目四五〇番地

盤若喜作

私儀

財団法人杉並中学校〔目白学園〕<sup>(抹消)</sup>監事就任承諾仕候也

昭和十五年十月廿四日

右

盤若喜作(印)

財団法人杉並中学校〔目白学園〕<sup>(抹消)</sup>設立者

代表 山崎芳次郎殿

財団法人目白学園監事就任承諾書

東京市小石川区林町五十七番地

岡本隆治

私儀

財団法人杉並中学校〔目白学園〕<sup>(抹消)</sup>監事就任承諾仕候也

昭和十五年十月廿四日

右

岡本隆治(印)

財団法人杉並中学校〔<sup>(抹消)</sup>目白学園〕設立者

代表 山崎芳次郎殿

(写) 履歴書

本籍 富山県東砺波郡柳瀬村東開発四五四番地  
現住所 同

佐藤助九郎

明治貳拾九年拾月貳拾貳日生

年月日	履歴事項	官公署名
大正七年七月	早稲田大学専門部政治経済科卒業	早稲田大学
同年九月	研究科ニ入り経済学専攻一ケ年	
昭和六年十一月	富山県東砺波郡柳瀬村長ニ就任	
昭和十四年九月	貴族院議員ニ当選	

右ノ通りニ候也

昭和十五年十月廿四日

右

佐藤助九郎(印)

履歴書

本籍 東京市杉並区井荻二丁目十八番地

内田秀五郎

明治九年十一月一日生

経歴

明治二十四年三月、東京府豊多摩郡井荻村立桃井第一尋常高等小学校高等科卒業

自明治三十八年五月、至同四十年五月井荻村収入役

自明治四十年五月、至昭和三年五月井荻村、町長

自明治四十年五月、至同四十四年五月同収入役事務兼掌

自明治四十年五月、至昭和三年五月井荻村、町農会長

明治四十二年十一月、淀橋税務署管内宅地価修正調査委員

自明治四十四年二月、至昭和三年五月井荻村、町教育会長

自大正七年十一月、至現在有限責任井荻信用組合長

自大正十二年二月、至昭和八年十二月井荻村第一耕地整理組合長

自大正十三年六月、至現在東京府会議員

自大正十四年九月、至同十五年九月東京府参事会員

自大正十五年四月、至昭和七年九月豊多摩郡農会長

昭和二年十月、淀橋税務署管内土地賃貸価格調査委員

自昭和三年三月、至現在産業組合中央会東京市会理事

自昭和五年三月、至同七年九月豊多摩郡病院組合会議員

自昭和六年十一月、至昭和七年九月豊多摩郡教育会理事長

自昭和七年十月、至現在東京府農会副会長

自昭和七年十一月、至現在東京市会議員

自昭和十年四月、至同十一年五月東京市参事員

自昭和十三年五月、新宿青果株式会社々長

自昭和十五年四月、東京府物価統制協力会議副議長

自昭和十五年八月二十日、東京府青果配給統制中央委員

昭和十五年十月廿四日

右

内田秀五郎(印)

学業及免許状

明治四十五年三月 京北中学校卒業

大正三年四月 東京高等師範学校予科(数、物、化学部)

入学

大正四年四月 同校本科(数、物、化学部)ニ進学

大正七年三月廿六日 同校本科履習科目数学物理学中物理学専

攻、同科卒業証書(第一二七号)受領

大正七年三月廿六日 教員免許状令第三条ニ依リ師範学校、中

学校、高等女学校物理学科教員免許状(免

第二七八七号)受領

業務

大正七年 四月 目白中学校兼東京同文書院教師ニ就任爾來勤

続今日ニ及ブモ東京同文書院ハ昭和九年度廢

校

目白中学校ハ昭和十年四月十日杉並中学校ト

改称スルコトヲ許可セラレ同時ニ同校設立者

ノ一員タルノ認可ヲ受ク

昭和十四年三月廿二日 杉並中学校長事務取扱ニ就任

昭和十五年三月 杉並中学校長就任

賞罰

ナシ

兵役

国民兵役ニ編入サル

右之通り相違無之候也

履歴書

本籍地 東京市杉並区井荻三丁目四拾壹番地

山崎芳次郎

明治三十年二月二十日生

一、大正四年 参月 富山県立高岡中学校四年修業

一、大正七年 七月 早稲田大学専門部政経科三年退学

一、大正七年 七月 南満州鉄道株式会社入社

一、大正八年十二月 南満州鉄道株式会社退社

一、昭和七年十一月 杉並区会議員

一、昭和拾五年五月 淀橋税務署管内所得調査委員

昭和十五年十月廿四日

右

山崎芳次郎(印)

(写) 履歴書

本籍 山口県厚狭郡高千帆町大字東高泊千百参拾六番地

現住所 東京市世田ヶ谷区深沢町四丁目百貳拾五番地

岩本春市

明治廿四年五月十五日生

昭和十五年十月十二日

右

岩本春市<sup>㊦</sup>

(写) 履歴書

本籍 東京市板橋区江古田二千七十五番地  
現住所 右同

士族 増田 穆

明治二十年三月十九日生

学歴及任免

明治三九、三、二五 茨城県立水戸中学校卒業  
 " 四三、九、二〇 私立明治大学法律科専門部正科へ入学  
 大正 二、七、二 同校法律科専門部正科全科卒業  
 " 五、三、一六 任内務属(給十一級俸)  
 " 九、八、三 薩哈噠軍政部附ヲ命ズ(現職ノマシ)  
 " 九、一〇、二二 薩哈噠軍政部附ヲ免ス  
 " 九、一一、一 大正三年乃至九年戦役従軍記章授与  
 " 九、一一、一 大正四年乃至九年戦役ノ功ニ依リ勲八等瑞宝章及金式百式十円ヲ賜フ

" 一五、七、一 任地方事務官

" 一五、八、二六 叙勲六等授瑞宝章

昭和 二、六、二九 叙高等官六等

" 二、九、一五 叙正七位

" 三、一一、一六 大札記念章ヲ授与セラル

" 四、一、二六 依願免本官

" 四、一、二九 任東京市主事(八級下俸)

" 七、九、三〇 任荏原区长(七級俸)

" 八、一一、一 任王子区长

" 九、六、三〇 任杉並区长(七級俸)

" 一一、三、三一 東京市杉並工業学校長事務取扱ヲ命ス

" 一一、三、三一 東京市杉並商業学校長事務取扱ヲ命ス

" 一二、四、一 東京市杉並農産工芸学校長事務取扱ヲ命ス

" 一三、五、一九 任東京市主事(給五級俸)

" 一四、六、二〇 經濟局中央卸売市場管理課長ヲ命ズ

右之通り相違無之候也

右之通り相違無之候也

昭和十五年十月十四日

右

増田 穆<sup>㊦</sup>

" 一三、三、二七 任新潟県刈羽郡長(叙高等官八等)  
 " 一三、五、二九 叙正八位  
 " 一三、六、三〇 叙勲七等授瑞宝章  
 " 一四、五、一五 叙高等官七等  
 " 一四、六、一 叙従七位

(写) 履 歴 書

本籍地 富山県高岡市金屋町百貳拾貳番地  
現住所 東京市杉並区高円寺一丁目四五〇番地

現住所 東京市小石川区林町五十七番地

岡本隆治

戸主 盤若喜作

学 業

明治参拾参年拾月貳拾八日生

明治十七年一月二十五日生

学 歴

一、明治四拾年四月 高岡市立横目町尋常小学校へ入学、大正  
貳年参月同校卒業

一、明治三十七年七月 第七高等学校造士館ニ入学、同四十年  
七月卒業

一、大正貳年四月 高岡市立高岡商業学校へ入学、大正七年参  
月同校卒業

一、明治四十年七月 東京帝国大学文学部英吉利文学科ニ入  
学、大正二年七月卒業

一、大正七年四月 官立長崎高等商業学校へ入学、大正拾年参  
月同校卒業

業 務

一、大正 二年九月 私立目白中学校講師就任、昭和十四年  
三月辞任

職 歴

一、昭和五年参月 商工大臣俵孫一ヨリ計理士タルノ登録ヲ受  
ク

一、大正 十年四月 立教大学講師ニ就任、大正十四年三月  
辞任

賞 罰

一、賞アレド略ス、罰ナシ

一、大正 十年五月 日本大学講師ニ就任

一、大正 十五年四月 日本大学予科教授ニ就任

一、昭和 二年四月 日本大学高等師範部講師ニ就任

一、昭和 八年四月 私立目白中学校々々長事務取扱ニ就任、  
同十年三月辞任

昭和拾五年拾月

右

一、昭和 十年四月 私立杉並中学校校長ニ就任、同十二年  
七月辞任

盤若喜作<sup>㊦</sup>

右之通り相違無之候也

昭和十五年十月

(写) 履 歴 書

本籍 大坂市東淀川区長柄中通四丁目五十一番地

右

岡本隆治<sup>㊦</sup>

(写) 収第九六八号

身分証明書

本籍 富山県東砺波郡柳瀬村東開発四百五十四番地

戸主 佐藤助九郎

明治十九年拾月式十日生

一、兵役ノ関係ナシ

一、禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルコトナシ

一、家資分産若クハ破産ノ宣告ヲ受ケタルコトナシ

前書ノ通りニ相違ナキコトヲ証明ス

昭和十五年拾月十五日

富山県東砺波郡柳瀬村長 佐藤助九郎代理

助役 高原耕造

(写)

身分証明書

本籍 東京市杉並区井荻二丁目十八番地

戸主 道治父 内田秀五郎

明治九年十一月一日生

一、刑罰ヲ受ケタルコトナシ

一、禁治産、準禁治産ノ宣告ヲ受ケタルコト無シ

一、破産、家資分産ノ宣告又ハ身代限ノ処分ヲ受ケタルコト無シ

一、兵役ノ関係ナシ

右証明候也

昭和十五年十月九日

東京市杉並区長 田中直次

戸証第二〇四〇八号

(写) 身分証明書

本籍 東京市杉並区井荻三丁目四十一番地

戸主 山崎芳次郎

明治三十年式月式十日生

一、刑罰ヲ受ケタルコト無シ

一、禁治産、準禁治産ノ宣告ヲ受ケタルコト無シ

一、破産、家資分産ノ宣告又ハ身代限ノ処分ヲ受ケタルコト無シ

シ

一、兵役ノ関係ナシ

右証明候也

昭和十五年十月九日

東京市杉並区長 田中直次

戸証第二〇四〇九号

(写) 身分証明願

本籍 東京市板橋区江古田町二千七十五番地

増田 穆

明治二十年三月十九日生

一、刑罰ニ処セラレタルコトナキ事

一、家資分産又ハ破産ノ宣告ヲ受ケ又ハ身代限リノ処分ヲ受ケタルコトナキ事

タルコトナキ事

一、禁治産、準禁治産ノ宣告ヲ受ケタルコトナキ事

右御証明相成度此段相願候也

昭和十五年十月十二日

所在 東京市板橋区江古田町二千七十五番地

右

増田 穆<sup>㊦</sup>

板橋区長 藤原 誠殿

戸兵証第九六八七号

右証明候也

昭和十五年十月十二日

東京市板橋区長 藤原 誠<sup>㊦</sup>

(写)

身元証明願

本 籍 山口県厚狭郡高千帆町

大字東高泊千百参拾六番地

戸主茂一弟 岩本春市

明治二十四年五月拾五日生

一、家資分散ノ宣告ヲ受ケタルコト ナシ

一、禁治産、又ハ準禁治産ヲ受ケタルコト ナシ

一、刑罰ヲ受ケタルコト ナシ

右相違無之旨御証明被成下度候也

昭和十五年拾月拾一日

右

岩本春市<sup>㊦</sup>

高千帆町長 高橋清治殿

右相違無キ事ヲ証明ス

昭和十五年拾月拾一日

高千帆町長 高橋清治<sup>㊦</sup>

(写)

身元証明書

富山県高岡市金屋町百弍拾弍番地

戸主 盤若喜作

明治参拾参年拾月弍拾八日生

一、罰金以上ノ刑ヲ受ケタルコトナシ

一、家資分散又ハ破産ノ宣告ヲ受ケタルコトナシ

一、禁治産又ハ準禁治産ノ宣告ヲ受ケタルコトナシ

右証明ス

昭和十五年十月十六日

高岡市長 木津太郎平<sup>㊦</sup>

(写)

身元証明書

大坂市東淀川区長柄中通四丁目五十一番地

戸主 岡本隆治

明治十七年一月二十五日生

証明事項

一、刑罰ヲ受ケタルコトナシ

右証明ス

昭和十五年拾月廿弍日

大坂市東淀川区長 井上厚三郎<sup>㊦</sup>



昭和十五年度予算											
収入之部											支出之部
授業料	検定料	入学金	補助金	雑収入	繰入金	基本金	金	利	子	合計金	
四八、一八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	一、三八七	二五〇	二四一	一、二五〇	〇〇〇	〇〇〇	五二、五九一	五二、五九一
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
人員七三〇名十一ヶ月分 一名一ヶ月六、〇〇円宛 応募者五〇〇名 入学者二五〇名転入学ヲ含ム 利子補給金 手数料其ノ他 昭和十五年十月ヨリ十六年三 月迄六ヶ月間											俸給 校長俸給 二六、八九二 教員俸給 一、九二〇 事務員俸給 二、四一〇 一、五六〇 二、八二〇 七〇〇 一、二二〇 一、一五〇 七五〇 七、四一〇 三、五〇〇 一、〇五〇 八〇〇 二、三〇〇 二六〇 七〇 四〇 一〇〇 一〇〇 一〇〇
事務員二名 六五、〇〇円宛 小使五五、〇〇 婦人一〇〇、 〇〇 給仕二名一八、〇〇宛 内五〇〇、〇〇大陸派遣費											

昭和十六年度予算											
収入之部											支出之部
授業料	検定料	入学金	雑収入	繰入金	基本金	金	利	子	合計金		
五八、〇八〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	三〇〇	二、五〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	六二、三八〇	六二、三八〇	六二、三八〇
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
昭和十六年度予算 収入之部 五八、〇八〇円 一、〇〇〇 一、〇〇〇 五〇〇 三〇〇 二、五〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇											俸給 校長俸給 二九、八八二 教員俸給 二、一〇〇 事務員俸給 二、六八一 一、六八〇 四、三〇五 一、三〇〇 一、三五五 一五〇
昭和十七年度予算 収入之部 六六、〇〇〇円 一、〇〇〇 一、〇〇〇 五〇〇 三〇〇 二、五〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇											支出之部 三二、六八二 二、一〇〇 二七、七八二 一、八〇〇 五、六二六 二、〇〇〇 一、四七六 一五〇

昭和十七年度予算											
収入之部											支出之部
人夫費	雑費	借地料	教練費	衛生費	火災保険料	営繕費	予備費	償還金及利子	合計金		
一〇〇	八〇〇	二、八一四	五〇〇	一五〇	八五〇	一、〇〇〇	一、〇七九	九、〇七五	五二、五九一	五二、五九一	五二、五九一
〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
昭和十七年度予算 収入之部 一〇〇 八〇〇 二、八一四 五〇〇 一五〇 八五〇 一、〇〇〇 一、〇七九 九、〇七五 五二、五九一											支出之部 二、八一四 五〇〇 一五〇 八五〇 一、〇〇〇 一、〇七九 九、〇七五 五二、五九一

財団法人杉並中学校〔抹消〕設立代表者設定ノ件  
 今般財団法人杉並中学校〔抹消〕設立ニ関シ山崎芳次郎氏  
 ヲ設立代表者ト致シ候  
 昭和十五年十月 日  
 佐藤 助九郎(印)  
 内田 秀五郎(印)  
 増田 穆(印)  
 岩本 春市(印)  
 盤若 喜作(印)  
 岡本 隆治(印)

文部大臣 橋田邦彦殿

「昭和十二年度収支決算書」「昭和十三年度  
 収支決算書」省略

昭和十四年度収支決算書  
 収入之部

出張旅費	一、五〇〇〇	二、〇〇〇〇
校備品費	九、五三〇〇	一、四三〇〇
消耗品費	四、二〇〇〇	五、〇〇〇〇
機械及図書費	一、五〇〇〇	二、二〇〇〇
電話料	二、五〇〇〇	二、五〇〇〇
電灯料	三、〇〇〇〇	三、〇〇〇〇
水道料	八〇〇〇	八〇〇〇
印刷費	五〇〇〇	六〇〇〇
広告費	一五〇〇	一五〇〇
通信費	一五〇〇	二〇〇〇
人夫費	一〇〇〇	一五〇〇
雑費	八〇〇〇	一〇〇〇〇
借地料	三、〇〇〇〇	三、〇〇〇〇
教練費	八〇〇〇	一、〇〇〇〇
衛生費	二〇〇〇	二、五〇〇〇
火災保険料	八五〇〇	八五〇〇
営繕費	二、五〇〇〇	二、〇〇〇〇
予備費	二、九三三〇	三、五〇〇〇
償還金及利息	八、三八〇〇	九、九六〇〇
合計	六二、三八〇〇	七〇、三〇〇〇

杉並中学校生徒一覽表 (昭和十五年五月現在)

学年	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第五学年	附記
学級数	12	23	12	22	12	
生徒数	58	54	57	43	36	
合計	二三八	二二〇	一一四	八七	七二	七三二

科目	予算高	決算高	比較		説明
			増	減	
授業料	三、三三〇〇	三、八六〇〇	一、一八〇〇		生徒数ノ増加ニ由ル
検定料	一、〇〇〇〇	九二〇〇		四八〇〇	受験者ノ少ナカリシニ由ル
入学金	六〇〇〇	七四〇〇	一四〇〇		入学者ノ多カリシニ由ル
雑収入	三〇〇〇	一七三三		二六六六	破損弁償、不要品売却、証明書等ノ少ナキニ由ル
東京府補助金		二、〇三三〇	二、〇三三〇		
寄附金		一、〇〇〇〇	一、〇〇〇〇		

繰越金	三五、六五四	三五、六五四			
借入金		三七、三、〇〇〇	三七、三、〇〇〇		増築資金トシテ借入ル
合計	三六、八七、六五四	七二、〇四、六五四	三六、八七、六五四		

支出経常部

科目	予算高	決算高	比較		説明
			増	減	
給料	110,000.00	110,000.00	0	0	
校長給料	11,000.00	11,000.00	0	0	
教員給料	1,100,000.00	1,100,000.00	0	0	
事務員給料	400,000.00	400,000.00	0	0	
雑給	1,330,000.00	1,330,000.00	0	0	
手当	300,000.00	300,000.00	0	0	
諸俸	7,750.00	7,750.00	0	0	
校医手当	150,000.00	150,000.00	0	0	
出張旅費	110,000.00	110,000.00	0	0	
校費	5,675.00	5,675.00	0	0	
校備品費	21,000.00	21,000.00	0	0	
消耗品費	600,000.00	600,000.00	0	0	
図書及機械費	850,000.00	850,000.00	0	0	
電話料	110,000.00	110,000.00	0	0	
電灯料	140,000.00	140,000.00	0	0	
水道料	80,000.00	80,000.00	0	0	
印刷費	110,000.00	110,000.00	0	0	
広告費	110,000.00	101,110.00	8,890.00	0	新聞広告等ノ少ナキニ由ル
通信費	110,000.00	157,750.00	47,750.00	0	人夫備入ノ少キニ由ル
人夫費	210,000.00	113,300.00	96,700.00	0	雑費支出ノ多キニ由ル
雑費	115,000.00	110,000.00	5,000.00	0	

科目	予算額	決算高	比較		説明
			増	減	
借地料	1,200.00	1,200.00	0	0	
教員練習費	3,000.00	5,900.00	2,900.00	0	借地予定変更ニ由ル
衛生費	400.00	1,010.00	610.00	0	預習費ノ多カリシニ由ル
火災保険料	2,000.00	7,935.00	5,935.00	0	薬品購入多カリシニ由ル
営繕費	3,000.00	1,686.66	1,313.34	0	増築ニ依リ増額ヤシニ由ル
予備費	6,565.00	6,537.00	28.00	0	校舎、備品ノ修理多カリシニ由ル
繰越金		71,990.00	71,990.00	0	
合計	33,770.00	33,033.66	736.34	0	

科目	予算額	決算高	比較		説明
			増	減	
償還金及利子	3,500.00	4,387.56	887.56	0	
作業費		3,334.90	3,334.90	0	
増築費		36,500.00	36,500.00	0	校舎増築費
合計	36,870.00	44,222.46	7,352.46	0	

写 仮土地賃貸借契約証書

東京市杉並区中通町百五拾六番地ノ内

一、 巷百参拾坪七合三勺

同所百五拾七番地ノ内

一、 八拾坪

右土地ヲ昭和十五年十月巷日ヨリ賃料一坪当リ金拾銭也ニテ賃借仕リ候事実正也

本契約内容ハ昭和拾年参月壹日附第拾参万四千貳百参拾壹号昭和拾四年六月五日附第拾五万四千四百九拾貳号公証人木村冬雄作成ノ公正証書ト同様トシ、当方ニ於テ杉並中学校ヲ財団法人ト為スベク出願中ニ付許可相成次第右式通ノ公正証書書替ト同時ニ公正証書作成可仕事ヲ認諾ス、万一右許可ナキ時ハ貴殿ノ申出ニ依リ何時ニテモ公正証書作成ニ応スベク連署ヲ以テ仮書一札差入置候也

昭和十五年拾月壹日

田中機法殿

写 契約書

佐藤助九郎ヲ甲トシ杉並中学校代表理事山崎芳次郎ヲ乙トシ杉並中学校々舎増築資金ノ貸借ニ関シ左ノ如ク契約締結ス  
第一条 甲ハ乙ニ対シ杉並中学校々舎増築費立替金参万六千五百円也ヲ第三条ニ定ムル不動産ヲ担保トシテ貸付クルコト  
第二条 前条借入金及利息ノ支弁ニツイテハ左ノ方法ニ依ル

元金弁済方法

自昭和十五年四月 一日 金貳千五百円  
至同 十六年三月 三十日  
自同 十六年四月 一日 金六千円  
至同 十七年三月 三十日

自同 十七年四月 一日 金八千円  
至同 十八年三月 三十日  
自同 十八年四月 一日 金壹万円  
至同 十九年三月 三十日  
自同 十九年四月 一日 金壹万円  
至同 二十年三月 三十日

利息支払方法

利息ハ年七分ト定メ毎月末日限り右元利共麴町住友銀行支店甲ノ当座尻ヘ振込ムモノトス

但シ利率ハ金融界変動アル場合ハ是ニ応シテ甲ニ於テ更改ス  
第三条 乙ハ甲ニ対シ第一条項ニヨリ左記ヲ担保トシテ不動産ニ対シ抵当權ヲ設定ス

(イ) 杉並中学校増築校舍建物全部

(別紙明細書通り)

(ロ) 杉並中学校々舎増築敷地々上權

(別紙明細書通り)

但シ右手続ノ費用一切ハ乙ノ負担トスルコト

第四条 甲ハ右第一条ノ貸付ヲナシタルトキハ乙ハ該債務完了迄杉並中学校々舎並ニ動産ノ各火災保險証券ニ火災保險金受取人ヲ甲ト記載スルコト

第五条 乙ハ第二条ノ債務完済迄杉並中学校代表理事トシテ校務一切ノ責任ヲ負ヒ同校及債權者ノ為メ尽力ヲナスコト

第六条 乙ハ前各条項ニ違背シタル場合ハ甲ニ於テ如何ナル処分ヲナストモ更ニ異議申立テザルコト

本契約成立ヲ証スル為メ本書式通ヲ作成シ甲及乙ニ於テ各壹通宛ヲ所持スルモノトス

昭和十五年三月拾壹日

契約当事者

富山県東砺波郡柳瀬村東開発四五四番地

甲 佐藤助九郎(印)

東京市杉並区井荻三丁目四十一番地

乙 山崎芳次郎(印)

東京市杉並区高円寺一丁目四五〇番地

立会人 盤若喜作(印)

写

土地台帳謄本

郡市	東京市	町村	杉並区	大字字	中通町	地番地目	一五七、八〇七	地積	一、二七〇、〇〇〇	賃貸	三三三、三三三	事由	昭和八年七月卅一日 区画整理地賃貸価格 配賦	所有者 住所及氏 名又ハ名
地積	一五七、八〇七	地積	一、二七〇、〇〇〇	賃貸	三三三、三三三	事由	昭和十年七月地目変 換昭和十年九月十日 地目並賃貸価格修正	所有者 住所及氏 名又ハ名	〃	〃	〃	〃	〃	〃
地積	一六六	地積	二七三、八三三	賃貸	一九一、六七	事由	昭和十四年六月地目 変換昭和十四年十二 月十六日地目並賃貸 価格修正	所有者 住所及氏 名又ハ名	〃	〃	〃	〃	〃	〃

昭和十五年十一月十四日  
杉並稅務署(印)

建物価格証明願

昭和十五年十一月十四日

所在 東京市杉並区中通町一六四番地 杉並中学校

建物

一、本校舎	木造三階建スレート葺 四八一坪 単価二〇〇〇〇錢	九万六千貳百円
二、本校舎増築分	木造二階建スレート葺 モルタル仕上二四五坪 三六一坪 単価二五〇〇〇錢	六万壹千參百四拾円
三、雨天体操場	木造平家建亜鉛鍍鉄板 葺九六坪 単価二五〇〇〇錢	貳万四千円
四、演武場及便所	木造平家建亜鉛鍍鉄板 葺四三坪 単価二二〇〇〇錢	九千四百六拾円
五、鉄筋廊下	鉄骨スレート葺奥行九 間一尺 幅九尺	壹千円
合計		拾九万貳千円

右御証明相成度此段及御願候也

東京市杉並区井荻三丁目四十一番地

山崎芳次郎(印)

杉並区長 田中直次殿

杉庶証第一二九七号

右証明候也

昭和拾五年十一月拾四日

東京市杉並区長 田中直次(印)

(欄外注記1)

「収受辰学第一〇四八〇号」判決十一月二日「施行十一月四日」

(欄外注記2)

「東京府収受・昭和十五年十月二十九日・辰学一〇四八〇号」名

称訂正(山崎印)

(欄外注記3)

「東京府収受・昭和十五年十月二十九日」

〔昭和十五年学務課教育法人第一種冊の十一 323 B 13〕